

# 保育施設のプール活動及び 小学校のプール開放での 事故防止に関して

東京都町田市議会議員  
矢口まゆ

監視員が多くても  
沈んでいる児童に気が付けないことがある

【今年7月23日の高知市でのプール事故】

高知市の小学校プール開放で女子児童（8）が  
水中に沈んでいるのを一緒に泳いでいた友人が発見した。  
女子児童は意識不明の重体。

当時40人の児童が泳いでおり、PTA や大学生ら計10名が監視をしていた。

監視員がいても、監視員以外が発見する事が圧倒的に多い

2012年以降  
で報道など  
の記録が  
あった溺水  
事故  
43件

監視員有

A監視員が発見6件

B監視員以外が発見16件

C発見者不明5件

D職員や教職員が発見2件

監視員無

職員や教職員有

E職員や教職員以外が発見4件

F発見者不明1件

H監視体制不明、どれにも  
当てはまらないなど8件

職員や教職員無

G発見者不明1件

# 全ページの表のうち、B（監視員有で監視員以外が発見）の一覧

発生日	発生場所	監視状況
2012年8月13日	高齢者福祉施設プール	監視員ら職員二名
2012年8月16日	町営プール	監視員三名
2013年8月2日	市営プール	監視員七名
2014年6月10日	小学校（プール授業）	クラス担任二名が監視
2015年8月1日	市営プール	監視員一名
2015年8月2日	市民プール	監視員四名
2015年8月22日	県営プール	監視員五名
2015年8月23日	レジャー施設プール	監視員八名
2016年8月14日	レジャー施設プール	監視員有 人数不明
2017年7月19日	レジャー施設プール	監視員二名
2017年7月20日	公園プール	監視員有 人数不明
2017年8月1日	小学校（プール開放）	監視員七名
2018年4月30日	レジャー施設プール	監視員有 人数不明
2018年7月23日	小学校（プール開放）	監視員十名
2018年7月23日	複合施設プール	監視員六名
2018年8月1日	小学校（2018年9月1日市議会 矢口まゆ プール開放）	監視員六名

- 過去三年間に発生したプール・水遊びにおける事故（溺水等であり**治療に1日以上**を要したものの）

→ 22園で発生

→ 事故総数 37件

- 過去三年間に発生したプール・水遊びにおけるヒヤリハット（事故には至らなかったが事故になってもおかしくない一歩手前の事例）

→ 173園で発生

→ ヒヤリハット総数 522件

平成30年4月24日消費者安全調査委員会発行 教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

# 現在の監視方法

監視者は監視に専念する事

監視エリア全体をくまなく監視する事

動かないものや不自然な動きをしているものを見つける事

規則的に視線を動かしながら監視する事

上記のような十分な監視体制が確保できない場合、プールの中止も選択肢とする事。

事故後、死因が溺水なのかどうか  
結論から言うと、判断は難しい。



大学病院の救急救命医

そのため、状況を加味して推測

“高齢者”“お風呂場”“冬季”などの条件が重なれば  
致死性不整脈や虚血性心疾患に引っ張られ、

**子供がプールで…となれば  
やはり溺水に引っ張られる。**

# 2017年8月認可保育園でのプール事故 事故検証報告書より

## 【課題2】 プール実施の判断、**実施目的と職員配置・水深**

A園におけるプール活動の実施可否は、園長や特定の職員が実施を決めるのではなく、保育士（幼児部会、1～2歳児部会、0歳児部会）間で相談し判断していた。また、A園ではプールの実施目的が、**水泳指導であるのか、又は、水遊びであるのか明確に示されておらず、目的が曖昧な状況でプール活動を実施していた。**しかし、目的にあった指導体制や監視体制は執られてはいなかった。さらに、A園のプールには傾斜があり、当日の水深は浅い所で24センチメートルから深い所で66センチメートルとなっていた。深い所では子どもが泳ぐこともできる状況であった。

【提言2】 プール実施の適切な判断、実施目的に適した職員配置と水深の設定特定教育・保育施設等においては、プール実施可否の判断をする者を定め、その者は国のガイドラインが遵守されていることや、天候、気温、水温等を踏まえ決定すべきである。

また、特定教育・保育施設等の施設長は、**プールの実施においては、主たる目的を明確にして職員間で共有し、適正な体制を執るべきである。****水遊びを主たる目的として実施するのであれば、国の通知を遵守した「専ら監視に専念する者」と「指導をする者」を配置すべきである。****水泳指導を主たる目的として実施するのであれば、国の通知を遵守した「専ら監視に専念する者」の配置のほか、水泳指導員を別途配置すべき**であり、水泳指導員を配置していない限りは、水泳指導を行うことはせず、**水遊びの範囲内の活動に留めるべきである。**職員の配置状況により監視体制が執れない可能性が生じるのであれば、プール活動は直ちに中止すべきである。さらに、プールの水深は、実施目的及び各年齢に適した水深とすべきであり、水遊びを目的とするのであれば、基本的にはそれぞれの年齢における最も背の小さな子どもに合わせた深さとすべきである。また、汗取りを主たる目的とするのであれば、ビニールプールや温水シャワー等で十分事は足りると考える。幼い子どもがパニックに陥った際には、洗面器に張られた水においても溺れることがあることを念頭に置いた対応が必要であり、「子どもを喜ばせたい」、「保護者が求めている」などの感情や事情で、水かさを上げ水深を深くすることは、相応のリスクを伴うため、絶対にあってはならない。



児童の年齢、体育活動内容などに  
配慮しプール活動をしたい。



前回答弁

どのような年齢にどのような配慮をするのか。  
どのような体育活動にどのような配慮をするのか。  
→その点に答えられないのであれば、現在の保育園  
のプール活動は安全対策が十分といえないのでは？

# 浮いていても、ただ顔を付けているだけに見えてしまう事も

## 【過去の実際の事例】

保護者五名と警備会社の男性職員が監視していたが、遊泳開始直後、うつぶせに浮いている女兒を保護者らが発見。保護者の一人が、なかなか顔を上げない女兒の方をたたいたところ、反応がなかった。

70名が遊泳していた。意識不明の重体。小学校2年生



顔に水を浸している児童には、返事があるなど明らかに意識があると確認することが必要

# 小児科医/NPO法人SafekidsJapan 理事長 山中先生 からの話し

## ①保育の場のプールの使用実態を調査する必要があるのではないか。

- いくつかの保育園に協力してもらい、プール活動中の映像を記録する（1-2時間）。
- 子ども達の動き、監視役の人の動き、指導している保育士の動きなどを分析する
- これらから、どれくらいの広さのプールに、どれくらいの人数が入るのがいいか、監視役の監視方法について検討する。

## ②具体的な監視方法を検討する。

例: 10人の子どもを監視員Aと監視員Bで監視するとして、1～5の番号を振った赤色の帽子と青色の帽子を子どもにかぶせる。

監視員Aは赤色の帽子の子どもを、監視員Bは青色の帽子の子どもの監視を担当。

監視員AとBは、自分の担当の子どもの顔がプールから出ているかを確認。その時、チェック表を用意し、顔が出ているのを確認したらその子どもの番号にチェックする。

チェックをする際に顔が水面についている場合、声をかけて返事があるか確認する。潜っている場合にも水面に出るまで待つなどして返事を確認する。(溺水している場合、声がうまく出せないため、この時にはっきりと返事がなければ溺水していると判断し救助する)

また、このチェック表は、5分以内の一巡するようにする。(一般的に、3分以内に救助される場合には重篤な症状には至らない)

監視員一人が何人の子どもの監視を受け持つかは、プールの大きさや利用者の年齢、水深など様々な要因によって変わるため、「5分以内にチェック表を一巡できる人数」を監視の適正人数と考え各施設での監視員の人数とプール利用者数を決める。

監視員は15分経ったら交代するようにする。

- ※このような監視ができない場合は、水をかけあうなど「水遊び」の活動を考える。
- ※10名を一人で見ても5分以内の一巡できるのであれば監視員は一名で良い。二人以上で監視をする際は、色分けで担当を決めるなどした方がよりチェックがスムーズと考えられるため、今回は二人で二色に分ける事を例とした)

### チェック表の例

時刻 \ 番号	1	2	3	4	5
1 0 : 0 2	レ	レ	レ	レ	レ
1 0 : 0 7	レ	レ	レ	レ	レ
1 0 : 1 1					
1 0 : 1 4					
1 0 : 1 8					
1 0 : 2 2					
～					